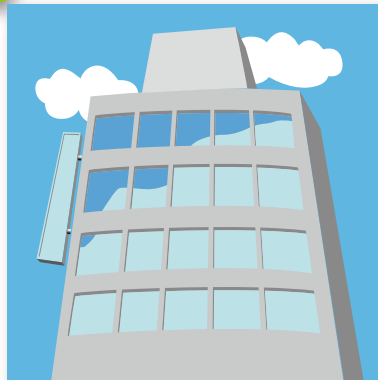
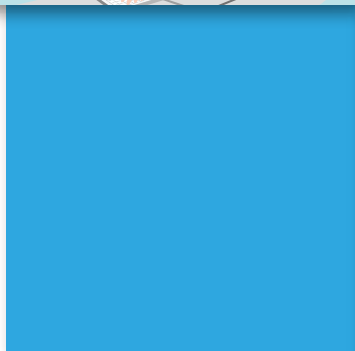
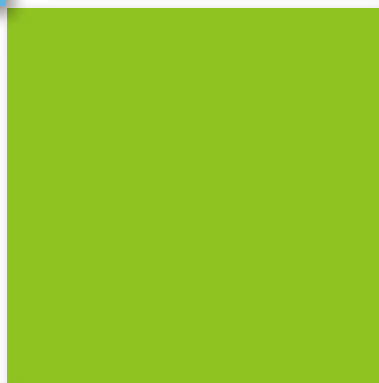
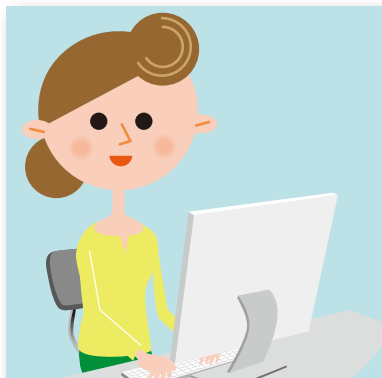


一般社団法人日本資金決済業協会  
協会のご案内



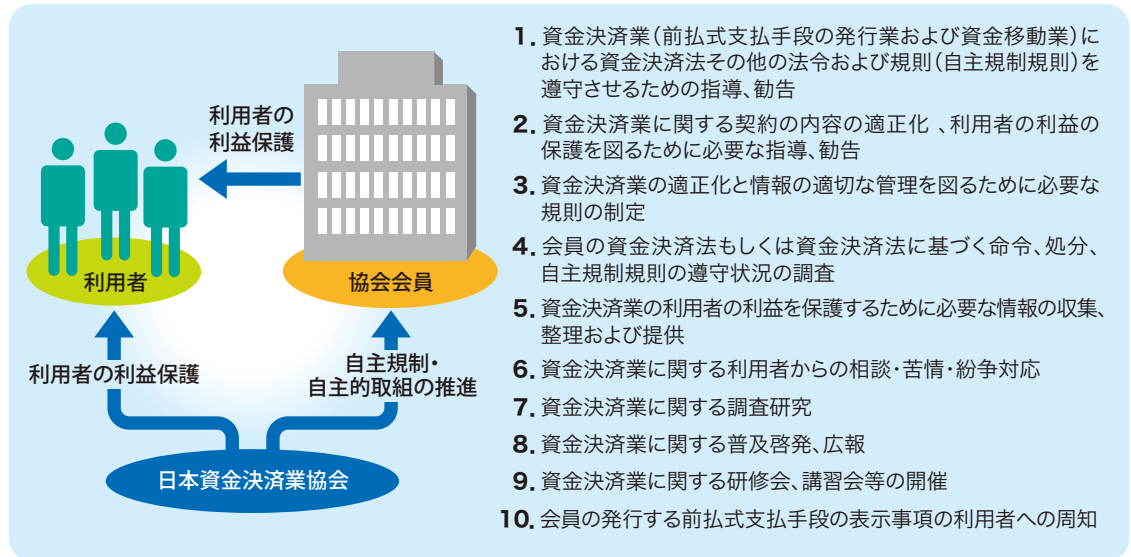
## Mission

# 日本資金決済業協会の役割

日本資金決済業協会は、平成22年4月1日、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)に規定する「認定資金決済事業者協会」として、内閣総理大臣から認定を受けました。

資金決済法は、前払式支払手段発行業および資金移動業の健全な発展と、利用者の利益の保護を図るため、法律による規制とともに自主規制など自主的取組みを推進することとしており、当協会はその実効性を確保するための役割を担っております。また、創造的で魅力のある前払式支払手段および資金移動サービスを開発する環境づくりなどへの期待も寄せられております。

当協会は、協会員をはじめ法曹界、大学、消費者団体関係者も参加する自主規制委員会のほか、総務委員会、政策委員会の3委員会を常設し、取引の適正化と利用者のニーズに応える運営を推進しております。



## What is

### ●前払式支払手段とは

前払式支払手段とは、商品券やギフト券、磁気型やIC型のプリペイドカード、サーバ型前払式支払手段、これらの総称です。

前払式支払手段は贈答用として、また、小銭の代替やおつりの手間が省けることなどから私たちの日常生活に急速に普及しています。

前払式支払手段には、利用できる金額や数量が記録された証票やカードが利用者の手元にあり、商品の購入やサービスの提供を受ける場合に、これらを提示、交付する方法で利用するものと、証票やカードに金額や数量の記録がなく利用者特定ID等が記録されているものまたは利用者にIDのみが交付・通知され、IDにより店頭の端末やインターネットを利用して発行者の管理するサーバにアクセスし、サーバに記録されている金額の範囲内で商品の購入やサービスの提供を受けるサーバ型前払式支払手段の二つに分類されます。

### ●資金移動業とは

資金移動業とは、銀行等以外の事業者が為替取引(お客さまから依頼を受けて資金を移動するサービスといわれています。)を業として営むことをいいます。ただし、一回あたりの送金額は100万円以下に限られています。資金移動業を営むには、資金決済法により登録を受ける必要があり、この登録を受けて資金決済業を行う事業者を資金移動業者といいます。

銀行等による為替取引は、営業時間、送金手数料などの利便性について不満があるといわれています。また、インターネットの普及等により、為替取引についてより安価で便利なサービスに対するニーズも高まっています。このようなニーズに対応するため、利用者の保護を図りつつ資金決済法において資金移動業が創設されました。

資金移動業は専業でも他に事業を行いつつ営む兼業でも可能です。したがって、他の事業との相乗効果を生かした資金移動サービスを行うこともできることから、利用者の多様なニーズに即したサービスの展開や健全な競争の促進による送金手数料の低下など、利用者の利便性の向上も期待されます。



## ■日本資金決済業協会の事業活動

### 会員に関する情報の利用者への周知および提供

資金決済法に基づき、会員が発行する前払式支払手段の表示事項の一部を協会ウェブサイトで周知しています。

- ウェブサイト <http://www.s-kessai.jp/>

ホームページ>前払式支払手段の表示事項を詳しく見たいときはこちら

### 自主規制規則の策定と会員への周知

自主規制委員会で策定した自主規制規則を会員に周知しています。

### 会員の資金決済法、自主規制規則等の遵守状況の調査および指導

資金決済法、関連法令および自主規制規則の遵守状況の調査を行っています。

### 資金決済業に関する普及啓発、広報

資金決済業に係る広報、セミナーの実施等により普及啓発に取り組んでいます。

- 冊子
  - 前払式支払手段の発行のしおり
  - 資金移動業のしおり
  - 社内規程モデル(前払式支払手段編・資金移動業編)
  - 資金決済に関する法律Q&A(前払式支払手段編・資金移動業編)
- 利用者への啓発パンフレットの作成と広報
- セミナー・研修会等の開催



●セミナー風景



### 資金決済業に関する調査研究

前払式支払手段の発行事業実態調査、資金決済業の利用者実態調査を実施しています。

### 消費者からの相談・苦情・紛争への対応

資金決済業に関する消費者からの相談・苦情について対応しています。

【電話によるお客さま相談窓口】

TEL.03-3219-0628

取扱時間:午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝・休日、年末・年始を除きます。)

#### 入会のご案内

##### 入会のメリット

- 資金決済に関する法律第13条第3項に基づく表示事項の協会による利用者への周知
- 報告、届出等の相談、提出指導
- 「前払式支払手段発行のしおり・資金移動業のしおり」の提供
- 社内規程モデル等の提供
- 決済協速報の配信
- 資金決済関連情報の配信
- セミナー・研修会の開催
- 自主規制規則の制定

##### 会費について

- 会員は、第一種会員(資金決済業者)、第二種会員(資金決済業への参入予定者等)、第三種会員の3種です。
- 入会手続については、ウェブサイトをご覧ください。
- 入会金と年会費は、次のとおりです。

##### ■前払式支払手段の発行者

会員種別	前年度発行額	入会金	年会費
第一種会員	10億円未満	200,000円	276,000円
	10億円以上50億円未満		300,000円
	50億円以上100億円未満		324,000円
	100億円以上300億円未満		552,000円
	300億円以上500億円未満		648,000円
	500億円以上1000億円未満		900,000円
	1000億円以上		1,680,000円
第二種会員	—	200,000円	180,000円
第三種会員	—	—	(1口)500,000円

(資金移動業者の入会金および年会費は、「前年度発行額10億円未満」の発行者と同額です。)

## 協会概要

- 名 称** 一般社団法人日本資金決済業協会  
Japan Payment Service Association
- 所在地** 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-8 三井住友海上小川町ビル5F  
TEL:03-3219-0601 FAX:03-3219-0602
- 目 的** 資金決済法に基づき、資金決済業の適切な実施を確保し、ならびにこれらの健全な発展および利用者の利益の保護に資することを目的としています。
- 会員数** 221社（平成25年4月1日現在）
- 沿 革**
- 平成24年7月 一般社団法人日本資金決済業協会へ移行
  - 平成22年4月 社団法人日本資金決済業協会へ移行・名称変更(資金決済に関する法律第87条による認定資金決済事業者協会)
  - 平成22年4月 「資金決済に関する法律」施行
  - 平成21年6月 「資金決済に関する法律」公布
  - 平成6年11月 社団法人前払式証票発行協会 設立認可
  - 平成4年7月 公益法人設立へ向けて、前払式証票発行協議会(任意団体)設立
  - 平成2年10月 「前払式証票の規制等に関する法律」施行
  - 平成元年12月 「前払式証票の規制等に関する法律」公布
  - 平成元年2月 「プリペイドカード等に関する研究会」報告書を発表
  - 昭和63年3月 大蔵省銀行局長及び証券局長の私的研究会として「プリペイドカード等に関する研究会」設置